平成２５年（フ）第９９号
千葉県木更津市港南台１丁目26番地５
破産者　鈴木　正樹
１　決定年月日　平成26年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第１０３号
千葉県富津市下飯野1196番地１　エレガンシア204
破産者　鈴木めぐみ
１　決定年月日　平成26年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第４５０号
神奈川県小田原市本町３丁目５番27―602号　プラージュ古清水、前住所川崎市川崎区渡田４丁目11番６号
破産者　高遠　正道
１　決定年月日　平成26年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４５１号
川崎市幸区小向仲野町８番１―127号、前住所川崎市川崎区渡田４丁目11番６号
破産者　高遠　　実
１　決定年月日　平成26年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４５２号
神奈川県厚木市吾妻町１番４―103号、前住所川崎市麻生区黒川669番地１　ファインステージ黒川105
破産者　高遠眞佐夫
１　決定年月日　平成26年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４５３号
川崎市麻生区黒川669番地１　ファインステージ黒川105、前住所川崎市川崎区渡田４丁目11番３号
破産者　高遠シヅエ
１　決定年月日　平成26年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２１９３号
札幌市東区東苗穂８条３丁目13番５号
破産者　木村　敬文
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２８号
函館市八幡町18番２号
破産者　田原美津子
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２７０号
茨城県那珂市額田南郷449番地２
破産者　原　　節子
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３０８号
茨城県水戸市見川５丁目131番地の22　グリーンパーク桐原103号
破産者　坂場　英司
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３４４号
茨城県東茨城郡城里町大字那珂西2704番地の15、前住所茨城県水戸市西原２丁目３番７号　カーサ松ヶ丘Ｂ棟102号
破産者　木村　伸也
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第８３号
群馬県高崎市八千代町１丁目５番11号　ヴィラＭＲＫ８―501号
破産者　安田　一彦
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１５４号
群馬県前橋市河原浜町879番地３　イーストスカイⅠ　102号、開始決定時の住所群馬県高崎市下小鳥町32番地６　パストラルＣ102号
破産者　田島　茂和
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第３９７号
埼玉県所沢市緑町４丁目43番27号
破産者　小嶋　　裕
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３３８号
埼玉県所沢市上新井４丁目７番地の４
破産者　佐藤　明夫
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４０２号
埼玉県所沢市上新井２丁目41番地の３　サニークレストマンション306
破産者　竹松　泰敏
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４０９号
埼玉県所沢市上新井４丁目７番地の４
破産者　佐藤　　優
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４９７号
埼玉県富士見市水谷１丁目４番地10　ＳＳＳ富士見寮204、前住所埼玉県さいたま市中央区新中里３丁目15番１号　中里カワベマンション103号
破産者　内田　惠子
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部